


# ごみの分け方・出し方

●各市区町村の収集指定日は、別に配付する「ごみ収集カレンダー」を参照してください。 ●主なごみの分別辞典は裏面を参照してください。

## 燃える(可燃)ごみ

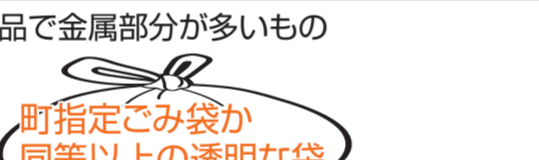
- ごみ袋に入るので資源ごみにならない燃えるごみ
- 生ごみ類(貝・卵殻含む)
  - 生ごみは十分に水切りして出してください。
  - 生ごみ処理機等の補助制度は別途お問い合わせください。
- 紙くず、布類、紙おむつ
  - 古紙のリサイクル対象は資源ごみ(雑がみ等)へ。
  - 衣類のリサイクル対象は資源ごみ(衣類)へ。
- 草・葉・木くず(植木の剪定枝含む)
  - 乾燥させて、直径5cm以内、長さ50cm以内で切ってください。
  - 草や葉、枝などは乾燥させてください。一度に大量となる場合は、「一時多量ごみ」となり、収集はできません。
- 皮革ゴム類(カバン、靴など)
  - カバン・靴のリサイクル対象は資源ごみ(衣類)へ。
- その他燃えるごみ
  - 使い捨てカイロ、ゴムホース、市販のペット用砂など
  - 長さ50cm超は粗大ごみへ。



町指定ごみ袋

## 燃えない(不燃)ごみ

- ガラス類(50cm超は粗大ごみへ)
  - 飲料用・調味料以外のびん、ガラス製食器、電球、板・耐熱ガラスなど
  - 化粧びん等は、中身を完全に取除いてください。
  - ガラス破片は紙に包み、「ガラス」と書いてください。
  - 飲料・調理・食用油用のびんは資源ごみ(びん)へ。
- 陶器(せともの)類(50cm超は粗大ごみへ)
  - 食器、土鍋、花瓶など
- 金属類(50cm超は粗大ごみへ)
  - 調理器具(なべ、やかん、フライパン、ガスコンロなど) 金属製のキャップ(ふた)、一斗缶、包丁、ナイフ、かざ(骨だけに)、三輪車、ベビーカーなど
  - 包丁・ナイフなどの刃物類は紙に包み、中身を書いてください。
  - 一斗缶等は、中身を完全に取除いてください。
- 電化製品(50cm超は粗大ごみへ)
  - プリンター、電気ポット、炊飯器、扇風機、掃除機、除湿機、加湿器、ドライヤー、電気カミソリ、電気ストーブ、卓上ミシン、電子レンジ、電気オーブン、ミキサー、電灯器具類など
  - 携帯電話、ラジオ、リモコンなどの特定品目のみ資源ごみ(小型家電)へ。
- 小型家具(50cm超は粗大ごみへ)
  - 座椅子(小型)、その他小型家具
- その他燃えないごみ(50cm超は粗大ごみへ)
  - バンド等用品で金属部分が多いもの

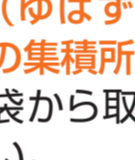


町指定ごみ袋が同等以上の透明な袋

## 危険ごみ

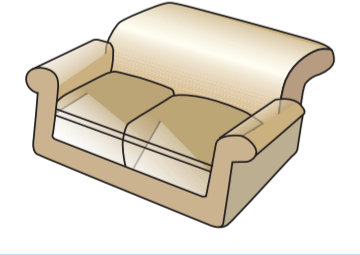

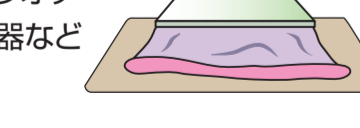
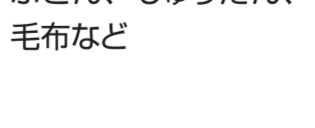
- 乾電池、蛍光管(電球除く)
  - 蛍光管は、できるだけ購入した際の箱に入れてください。
  - 電球、グロー球は燃えないごみへ。
- スプレー缶、カートリッジ式ガスボンベ
  - 中身を使い切り、穴をあけずに出してください。なお、ガス抜きは火気に注意し屋外で行ってください。
  - 缶・ボンベのプラスチックのキャップは資源ごみ(プラスチック)へ。
- ライター
  - ガスやオイルは使い切ってください。
- 電子タバコ、モバイルバッテリー

公民館、保健センター・林業研修センター・図書館(ゆはず交流館)東側の敷地内の集積所の各回収ボックスに、袋から取り出して入れてください。



町指定ごみ袋が同等以上の透明な袋

## 粗大ごみ

大型家具類	暖房器具
タンス、本棚、鏡台、イス、サイドボード、ソファ、机、スチール家具、ベッドなど	ファンヒーター、石油ストーブなど
	
■灯油を抜き取ってから出してください。	
大型電化製品	その他
もちつき機、電気こたつ、大型ステレオ、カラオケ機器など	スキー板、足踏みミシン、自転車、ふとん、じゅうたん、毛布など
	

○地区で粗大ごみの収集活動を実施している場合は、収集日(年1回)に出してください。収集日と場所は、振興会に確認してください。  
○地区で収集活動を実施していない場合は、自分で若手・玉山清掃事業所に運搬してください。

## 町で収集しないごみ

産業廃棄物	処理困難物
コンクリート破片、建築廃材、レンガ、金属くず、家畜の糞尿や死骸、廃油、肥料袋、農業用廃プラスチック類など	自動車・農機具・オートバイ(部品含む)、ドラム缶、塗料、金庫、丸太、木の根、農業の容器、タイヤ、ピアノ、ガスボンベ、消火器、洗濯機・衣類乾燥機、冷凍・冷蔵庫、テレビ、エアコン、パソコンなど
■農業用廃プラスチック類は、JAや役場農林課が窓口となり処理事業を行っています。詳しくは、JAまたは農林課にお問い合わせください。	
○上記のものは、若手・玉山清掃事業所では処理できないため収集しません。販売店、取扱店または専門の処理業者(医療系廃棄物の場合、医療機関)にご相談、依頼してください。	
事業ごみ	一時多量ごみ
農業、会社、事務所、商店、旅館、飲食店など事業活動に伴い発生するごみ	引越しや大掃除などで多量に発生するごみなど
○上記のものは、自分で若手・玉山清掃事業所へ運搬するか、または収集運搬許可業者に運搬を依頼してください。	
焼却灰	飛散しないように袋に入れて若手・玉山清掃事業所へ直接搬入してください。

## 家電リサイクル法対象品目

処理方法	処理方法
1) 家庭用エアコン 2) テレビ(ブラウン管式・液晶・プラズマ式) 3) 冷蔵庫・冷凍庫 4) 洗濯機・衣類乾燥機	処理方法は、いずれかになります。(有料) ※①②は、リサイクル料金のほかに収集運搬料がかかります。 ①新しい製品に買い換えるとき...購入店又は買い替えをする販売店などに依頼してください。 ②廃棄したいとき(購入店が分かる)...購入店に依頼してください。 ③廃棄したいとき(購入店が不明)...収集運搬許可業者に依頼してください。 ④指定取引所に自分で搬入する場合...郵便局でリサイクル料金を支払い搬入してください。 ※指定取引所 株式会社物産流通北上海東部盛岡支店 0195-75-2277 日本通運株式会社 019-637-6411

デスクトップパソコン本体、ノートブック(ノート型)パソコン、CRTまたは液晶ディスプレイ、またはディスプレイ一体型パソコン

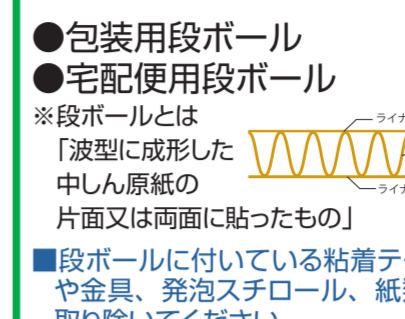
処理方法
①PCリサイクルマークがある場合...メーカーが無償で回収してくれます。※PCリサイクルマークは2003年(平成15年)10月以降に販売されたパソコンについています。
②PCリサイクルマークがない場合...リサイクル料が発生します。
③詳しくはパソコン3R推進協会又は環境係にお問い合わせください。

■主なごみの分別辞典(五十音別)は裏面にありますので参照してください。

## 資源ごみ(品目ごとに分けて出してください。)

※紙類は、雨除けのない集積所の場合、雨天の日にはできるだけ避けるようご協力をお願いします。

新聞類	雑誌類	段ボール
●新聞紙 ●折込みチラシ	「ホッチキス止め」「のり付け」に分ける必要はありません。	●包装用段ボール ●宅配使用段ボール ※段ボールとは「波型に成形した中しん原紙の片面又は両面に貼ったもの」 ■段ボールに付いている粘着テープや金具、発泡スチロール、紙類は取除いてください。



## びん

缶	びん	衣類など
●飲食用缶 ・ジュース・ビール類 ・缶詰・海苔 ・その他飲食用缶(ペット用含む)	●飲料用びん ・ジュース ・酒 ・ビール ・ドリンク ・その他飲料用びん	●衣類系 洋服、着物、浴衣、スーツ、ジャンパー、ネクタイ、帽子、マフラー、スカーフ、カッパなど 未使用の下着、ストッキング、靴下、肌着 ■企業、学校指定ユニフォームなどは燃えるごみへ。

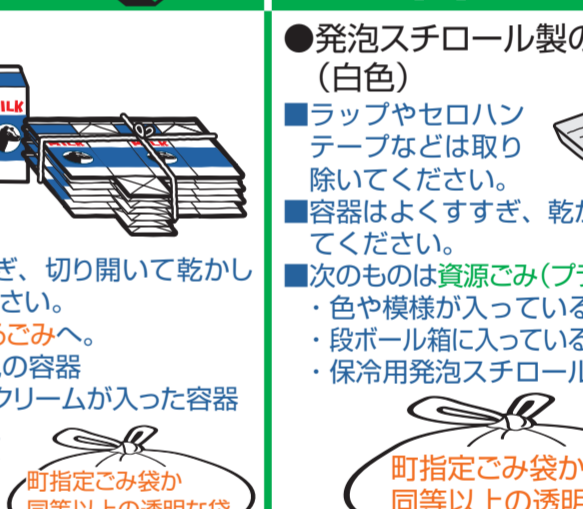
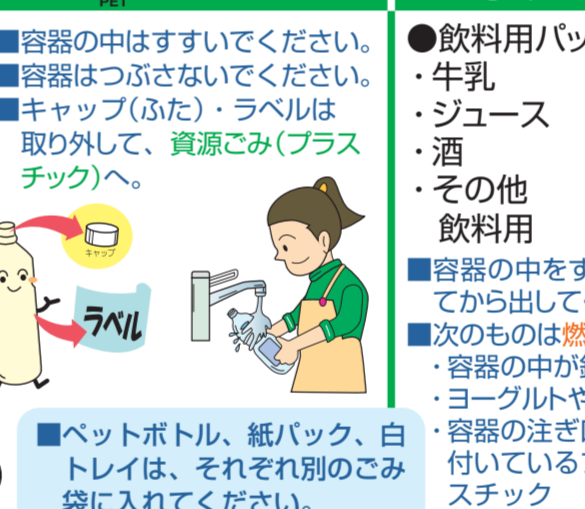
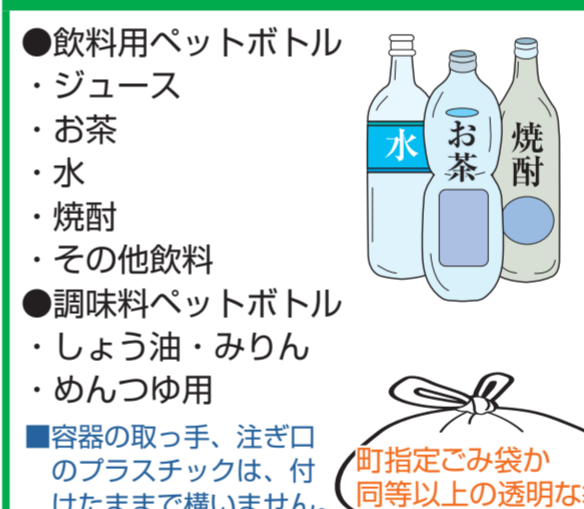
●乾電池、蛍光管(電球除く)  
●スプレー缶、カートリッジ式ガスボンベ  
●ライター  
●電子タバコ、モバイルバッテリー



## ペットボトル 紙パック

ペットボトル	紙パック	白トレイ
●飲料用ペットボトル ・ジュース ・お茶 ・焼酎 ・水 ・焼酎 ・その他飲料	●飲料用パック ・牛乳 ・ジュース ・酒 ・その他飲料	●発泡スチロール製の食品トレイ(白色) ■ラップやセロハンテープなどは取り除いてください。

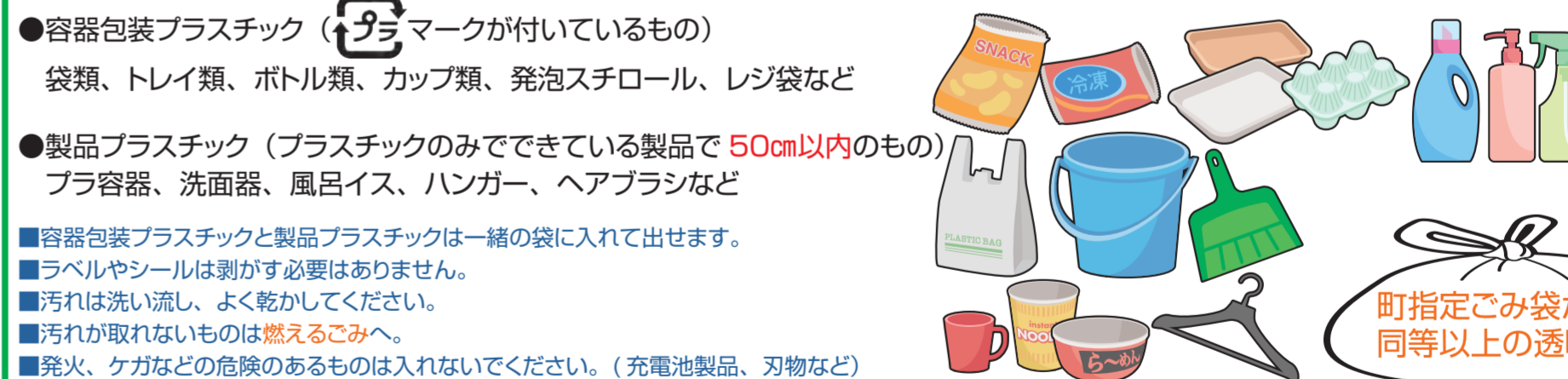
●調味料ペットボトル  
・しょう油・みりん  
・めんつゆ用



## プラスチック (令和6年度から新たに開始)

- 容器包装プラスチック(♻️マークが付いているもの) 袋類、トレイ類、ボトル類、カップ類、発泡スチロール、レジ袋など
- 製品プラスチック(プラスチックのみできている製品で50cm以内のもの) プラ容器、洗面器、風呂イス、ハンガー、ヘアブラシなど

■容器包装プラスチックと製品プラスチックは一緒に袋に入れて出せます。  
■ラベルやシールは剥がす必要はありません。  
■汚れは洗い流し、よく乾かしてください。  
■汚れが取れないものは燃えるごみへ。  
■発火、ケガなどの危険のあるものは入れないでください。(充電電池製品、刃物など)



## 小型家電

携帯・スマホ・PHS、タブレット、電話機、ファクシミリ、ルーター、ハブ、カーナビ、無線機、ラジオ、テレビチューナー、ポータブルテレビ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDプレーヤー、ラジカセ、CDプレーヤー、HD、メモリー、フォトプリンター、ワープロ、電卓、ゲーム機、リモコンなど付属品、ケーブル、各種充電器など

処理方法
①電池は取除いて危険ごみへ、充電式の機器は放電してから出してください。 ②左記に記載のない電化製品は、環境係にお問い合わせください。 ③個人情報情報は消去してください。 図書館(ゆはず交流館)東側の危険ごみ・小型家電専用集積所に出してください。

■直接、若手・玉山清掃事業所に持ち込む場合も分別をお願いします。

ごみの分別、収集運搬に関する問い合わせ先	ごみ焼却処理に関するお問い合わせ先
若手町役場 町民課 環境係 電話 62-2111(内線 504・505) FAX 62-1699	若手・玉山環境組合 盛岡市寺林字平森 54-54 電話 019-682-0552 FAX019-682-0531

事業系ごみ用 家庭ごみ持込み用	ごみ処理手数料(若手・玉山清掃事業所)
○受付時間 9:00~12:00 13:00~16:00 ○休日 土・日曜日、4/29、5/3、7/11~1/3 ○手数料 ・家庭ごみ 50円/10kg ・事業ごみ 100円/10kg ・消火器、バッテリー 500円/個 ・ペット死体 1,000円/体	若手・玉山環境組合 盛岡市寺林字平森 54-54 電話 019-682-0552 FAX019-682-0531